

資料1 年金事務費等について

○ 厚生保険特別会計について	1
○ 国民年金特別会計について	3
○ 社会保険の事業運営経費について	5
・年金事務費の概要	7
・サービス向上のための事務的経費の概要	9
・保健・福祉施設等事業費の概要	10
○ 年金事務費等の財源について	11
○ 平成10年度以降の事務費財源の特例措置について	12
○ 平成17年度予算概算要求の状況	15
○ 先の国会における年金事務費に関する指摘	16
○ 年金事務費等財源の検討に係る論点等	17
○ 他制度の保険事業特別会計における事務費について	18
○ 諸外国の年金・医療制度における事務費の取扱いについて	20
○ 社会保険事務費財源に係るこれまでの経緯	21
○ 厚生年金被保険者数、年金受給者数等の推移等	25
○ 保険料の徴収コスト	30

厚生保険特別会計について

設置時期：昭和19年2月15日

設置目的：健康保険法、厚生年金保険法等に基づき、被保険者等に対する療養給付、年金給付その他の給付を行う事業を経営するため並びに児童手当法に基づく児童手当及び特例給付に関する経理を明確にするため。

設置経緯：昭和2年1月健康保険法施行と同時に健康保険特別会計法が設置され、その後、昭和15年3月に船員保険特別会計、昭和17年6月に労働者年金保険特別会計が設置されたが、昭和19年に行政事務の簡素化の一環として、健康保険、労働者年金保険及び船員保険の各特別会計を厚生保険特別会計に統合した。

※変遷の経緯

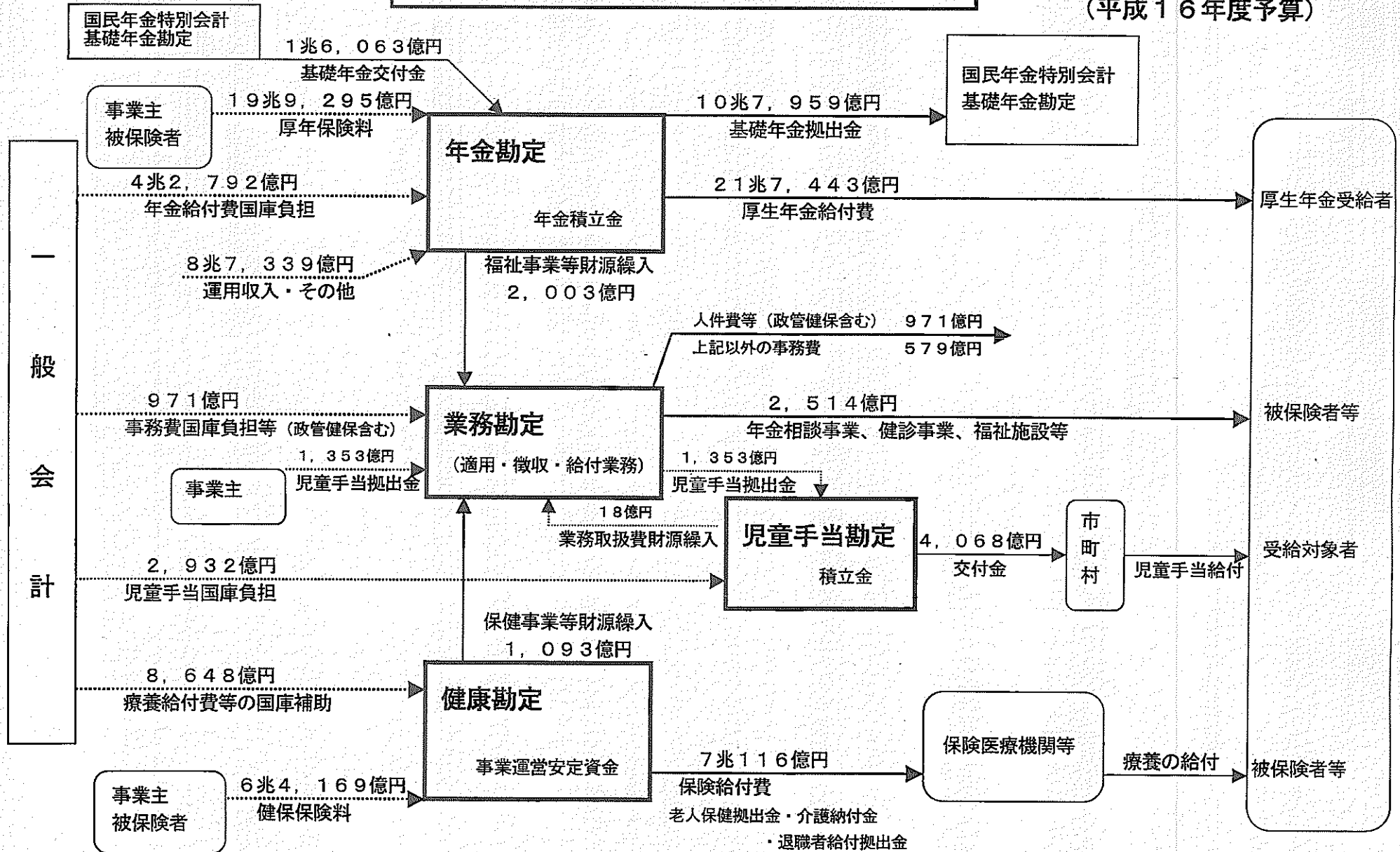
- | | |
|-----------|--|
| 昭和22年12月 | 船員保険事業の船員勘定が、船員保険特別会計として分離独立。 |
| 昭和46年5月 | 児童手当制度の創設に伴い、児童手当勘定を設置。 |
| 平成元年12月 | 特別保健福祉事業資金を置き、特別保健福祉事業を経理。 |
| 平成2年～平成8年 | 被用者年金制度間の給付と費用の両面にわたる調整を図るための被用者年金制度全体の見直しの措置が完了するまで、当面の措置として、厚生年金保険及び共済組合が支給する老齢年金給付の各制度の共通性等に配慮し調整するための特別措置として、制度間調整勘定を設置。 |

経理区分については、4勘定により区分経理

- | | |
|--------|--|
| 健康勘定 | ……政府管掌健康保険事業の保険収支を経理 |
| 年金勘定 | ……厚生年金保険事業の保険収支を経理 |
| 児童手当勘定 | …児童手当に関する政府の収支を経理 |
| 業務勘定 | ……政府管掌健康保険事業及び厚生年金保険事業の業務取扱や保健・福祉施設事業に係る収支を経理
特別保健福祉事業に関する収支を経理 |

厚生保険特別会計の仕組み

(平成16年度予算)



国民年金特別会計について

設置時期：昭和36年4月12日

設置目的：国民年金法に基づき、国民の老齢、障害又は死亡に関して必要な年金の給付等を行う国民年金事業を
経営するため。

設置経緯：昭和34年国民年金事業が開始され、当初、福祉年金事業のみが実施されていたが、昭和36年に拠
出年金が実施されると同時に国民年金特別会計が設置された。

※変遷の経緯

昭和61年4月 国民年金法に基づく基礎年金に関する政府
の経理を明確にするため、基礎年金勘定を
設置。

経理区分については、4勘定により区分経理

基礎年金勘定……基礎年金事業の収支を経理

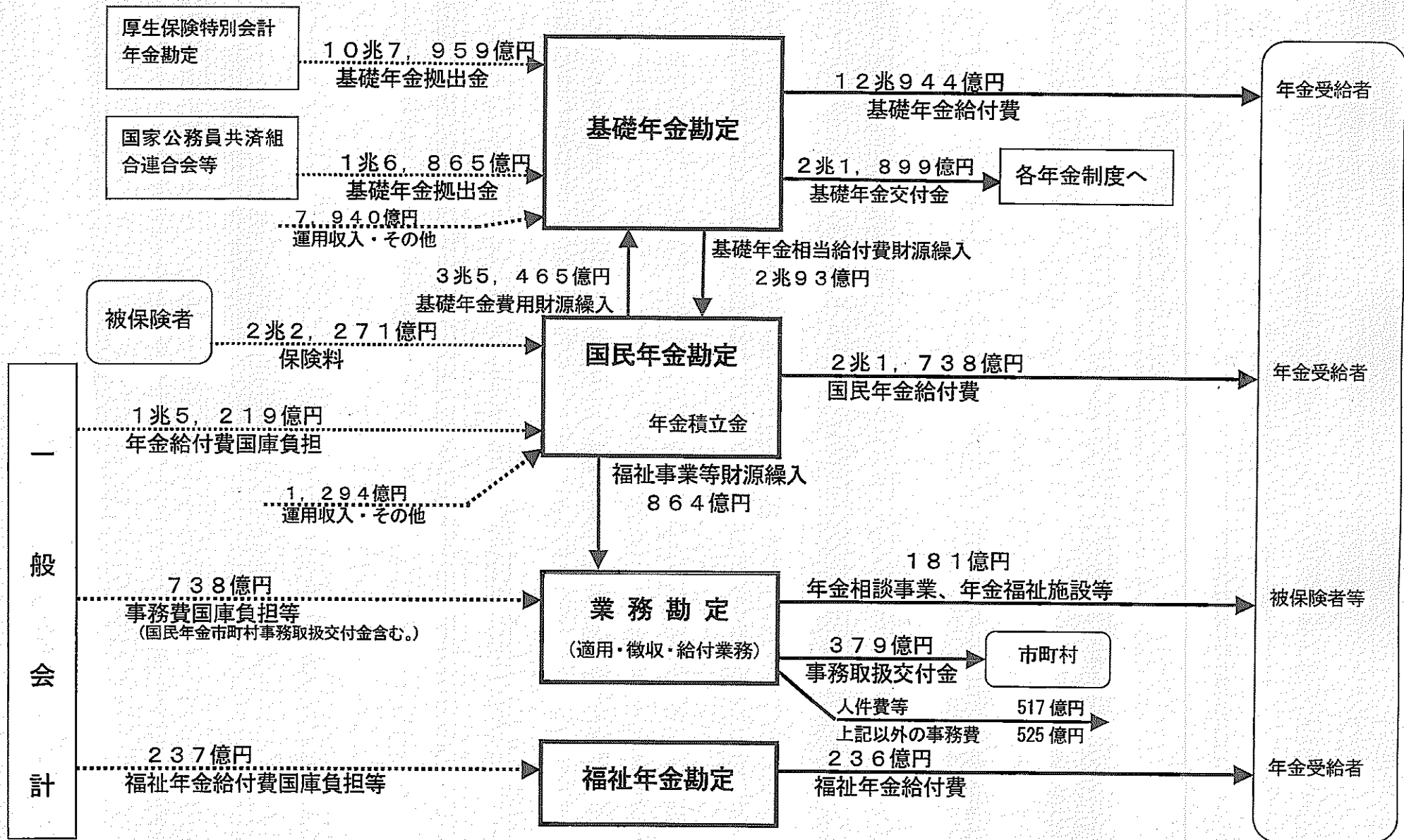
国民年金勘定……拠出制国民年金事業の保険収支を経理

福祉年金勘定……福祉年金事業の収支を経理

業務勘定……国民年金事業の業務取扱や福祉施設に
係る収支を経理

国民年金特別会計の仕組み

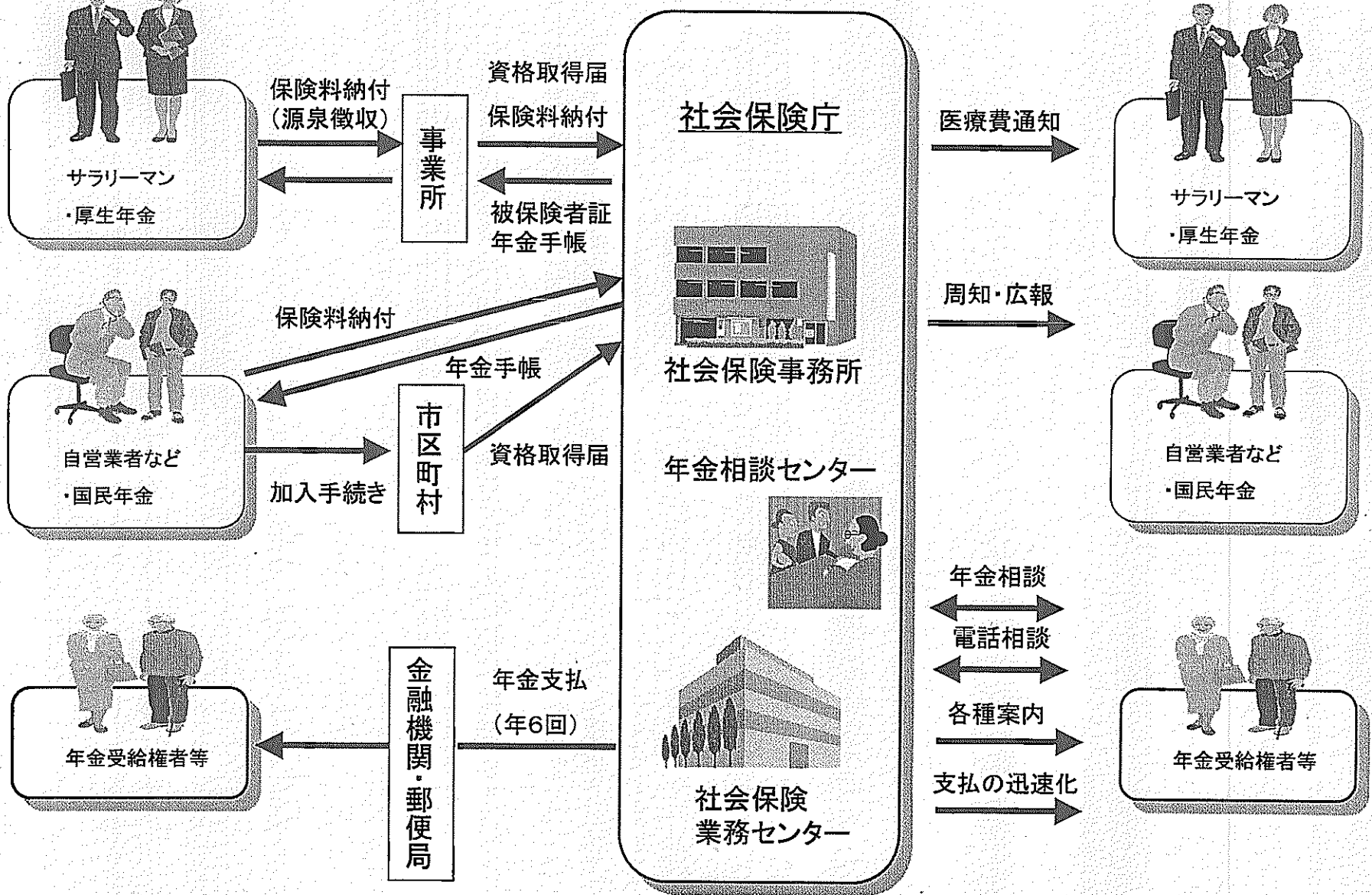
(平成16年度予算)





社会保険の事業運営経費について

事務費(国庫負担)

サービス向上経費(保険料)



事務費とサービス向上経費について

	経 費 の 性 格	シ ス テ ム 経 費
事 務 費	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;"> 社会保険事業を運営するための基礎的行政経費 (年金制度等の適用・徴収・給付に係る行政事務経費) </div> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;">  </div> <p style="text-align: center;">国民年金法等により国庫負担 (財革法・特例公債法により保険料を充当)</p>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;"> (年金制度等の適用、徴収、給付に係る基本的システム経費) </div> <ul style="list-style-type: none"> ・適用(資格関係)処理システム ・保険料収納システム ・年金額の裁定(給付決定)システム
サービス向上経費	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;"> 被保険者、受給者のサービス向上に直接寄与する経費 (加入記録照会や年金相談業務など) </div> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;">  </div> <p style="text-align: center;">国民年金法等に基づく福祉施設事業として、保険料を充当</p>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;"> (システムのレベルアップ経費) </div> <ul style="list-style-type: none"> ・年金加入記録確認の即時化のためのレベルアップ ・年金相談のための窓口端末機の設置 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;"> (年金相談に対応するためのシステム経費) </div> <ul style="list-style-type: none"> ・加入記録照会 ・受給者記録照会 ・年金見込額試算

年金事務費の概要（主な内容）

区 分	平成 16 年度 予 算 額	
■ 人件費等	1,709 億円	〔国庫負担〕
■ 上記以外の事務費	1,079 億円	平成 10 年度から平成 15 年度 まで財政構造改革の推進に関 する特別措置法を受けて、保 険料財源 平成 16 年度、特例措置を継続 (特例公債法)
・ 年金手帳、納入告知書等の印刷費・郵送料及び 事務管理費 ※公用車の更新、交際費、職員の健診費を含む。	564 億円	
・ 国民年金事務取扱交付金の一部	158 億円	
・ 徴収対策専門員等の謝金	27 億円	
・ 保険料徴収等のための旅費 ※外国旅費を含む。	24 億円	
・ 適用、徴収及び給付に係るシステム経費	246 億円	
・ 社会保険事務所庁舎、職員宿舍等経費	60 億円	

(注) 人件費には政管健保分を含む。

平成 16 年度特例措置額 1,079 億円

〔 厚生年金 396 億円
国民年金 683 億円 〕

〔 平成 10 年度 ~ 平成 15 年度
特例措置額 (累計) 5,344 億円 〕

<参考>

社会保険事務費（国民年金、厚生年金、政府管掌健康保険）の概要（主な内容）

区 分	平成 16 年度 予 算 額	
■ 人件費等	1,709 億円	〔国庫負担〕
■ 上記以外の事務費	1,263 億円	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 年金手帳、納入告知書等の印刷費・郵送料及び 事務管理費 ※公用車の更新、交際費、職員の健診費を含む。 ・ 国民年金事務取扱交付金の一部 ・ 徴収対策専門員等の謝金 ・ 保険料徴収等のための旅費 ※外国旅費を含む。 ・ 適用、徴収及び給付に係るシステム経費 ・ 社会保険事務所庁舎、職員宿舍等経費 	678 億円	
	158 億円	
	32 億円	
	32 億円	
	267 億円	
	95 億円	

（注）厚生保険特別会計、国民年金特別会計における計数である。

サービス向上のための事務的経費の概要（主な内容）

区 分	平成 16 年度 予 算 額	
<p>■ サービス向上のための事務的経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 年金相談等に係る謝金及び旅費 ・ レセプト点検調査に係る謝金及び旅費 ・ 振込通知書、年金制度周知に係るリーフレット作成費等 ・ 年金相談、年金の迅速な裁定等のためのシステム経費 ・ 年金相談センター及び電話相談センターの借料等 ・ 医療費通知の印刷費・郵送料等 ・ レセプト点検事務センターの借料 	<p>1, 333 億円</p> <p>61 億円</p> <p>35 億円</p> <p>273 億円</p> <p>751 億円</p> <p>71 億円</p> <p>123 億円</p> <p>19 億円</p>	<p>〔保険料財源〕</p> <p>厚生年金保険法等の規定に基づく、保健福祉事業として実施</p>

(注) 厚生保険特別会計、国民年金特別会計における計数である。

保健・福祉施設等事業費の概要（主な内容）

区 分	平成16年度 予 算 額	
<p>■ 保健・福祉施設等事業費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 厚生年金病院、厚生年金会館、国民年金会館等の整備 ・ 社会保険病院等の整備 ・ 厚生年金病院看護師養成所経営委託費（4か所） ・ 社会保険病院看護師養成所経営委託費（9か所） ・ 義肢・装具等の支給修理等委託費 ・ 生活習慣病予防健診費等 ・ 一次予防等健康づくり事業 ・ 高額療養費にかかる貸付事業等 ・ 市町村職員研修事業等 ・ 年金資金運用基金への交付金等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅融資事業 ・ グリーンピア事業 ・ 事務費交付金 	<p>1,362 億円</p> <p>122 億円</p> <p>93 億円</p> <p>2 億円</p> <p>4 億円</p> <p>38 億円</p> <p>500 億円</p> <p>19 億円</p> <p>11 億円</p> <p>6 億円</p> <p>567 億円</p> <p>441 億円</p> <p>87 億円</p> <p>39 億円</p>	<p>〔保険料財源〕</p> <p>厚生年金保険法等の規定に基づく、保健福祉事業として実施</p>

（注）厚生保険特別会計、国民年金特別会計における計数である。

年金事務費等の財源について

国民年金等は、国が保険者として運営し、国民に加入を義務づけており、法律上、その事務費は国庫負担としている。

根拠法令

- 国民年金法 第85条第2項
国庫は、毎年度、予算の範囲内で、国民年金事業の事務の執行に要する費用を負担する。
※ 厚生年金保険法第80条第2項、健康保険法第151条においても、同様の規定がなされている。
- 国民年金特別会計法第4条、第6条、厚生保険特別会計法第3条、第5条、第6条

- ☆ 昭和54年社会保険審議会厚生年金保険部会の意見
「事務費国庫負担の原則を堅持しつつ、被保険者や年金受給者に対して直接寄与する事項については、その費用を特別会計において負担することもやむを得ない」
昭和56年臨時行政調査会第1次答申
「医療保険、各種公的年金に対する事務費国庫負担の保険料財源への切換えを図る」
を踏まえ、被保険者等の保健・福祉の向上に資する事業に要する事務的経費について保険料負担とする対応を図った。
(国民年金法第74条、厚生年金保険法第79条)

平成16年度予算の概要

事業運営費 4,305億円

業務取扱費(事務費)

2,972億円

職員人件費、庁舎、職員宿舍
適用・徴収・給付業務

保健・福祉

(サービス向上のための事務的経費)

1,333億円

- ・ 年金相談
- ・ 各種お知らせ、周知広報
- ・ レセプト点検

※システム経費については、それぞれの内容を踏まえて計上。

平成10年度以降の事務費財源の特例措置について

財政構造改革会議

平成9年6月3日 閣議決定 「財政構造改革の推進について」

社会保険の事務に要する費用について、一層の節減・合理化等を行うなど、その在り方について見直す。

財政構造改革の推進に関する特別措置法

(年金事業等の事務費に係る国及び地方公共団体の負担の抑制)

第十一条 政府は、厚生年金保険法等に基づく年金事業その他の社会保険事業の事務の執行に要する費用について、第七条の趣旨を踏まえその在り方について検討を加えるとともに、第八条第一項に掲げる量的縮減目標及び第四条に規定する財政構造改革の当面の目標の達成に資するため、平成十年度から平成十五年度までの間、厚生年金保険法及び国民年金法に基づく年金事業の事務並びに国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）及び地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）に基づく短期給付及び長期給付に係る組合の事務の執行に要する費用（以下この条において「年金事業等の事務費」という。）の一部に国及び地方公共団体の負担以外の財源を充てるものとし、これにより、年金事業等の事務費に係る国及び地方公共団体の負担を抑制するものとする。

※附則第4条～第5条 国民年金法 附則第9条の3の3、国民年金特別会計法 附則7、厚生保険特別会計法 附則第18条の6の2を追加

平成10年度～15年度 「財政構造改革の推進に関する特別措置法」を受けて、事務費財源の一部に保険料を充当

※平成16年度についても、国の財政状況を鑑み特例措置を継続

「平成16年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律」

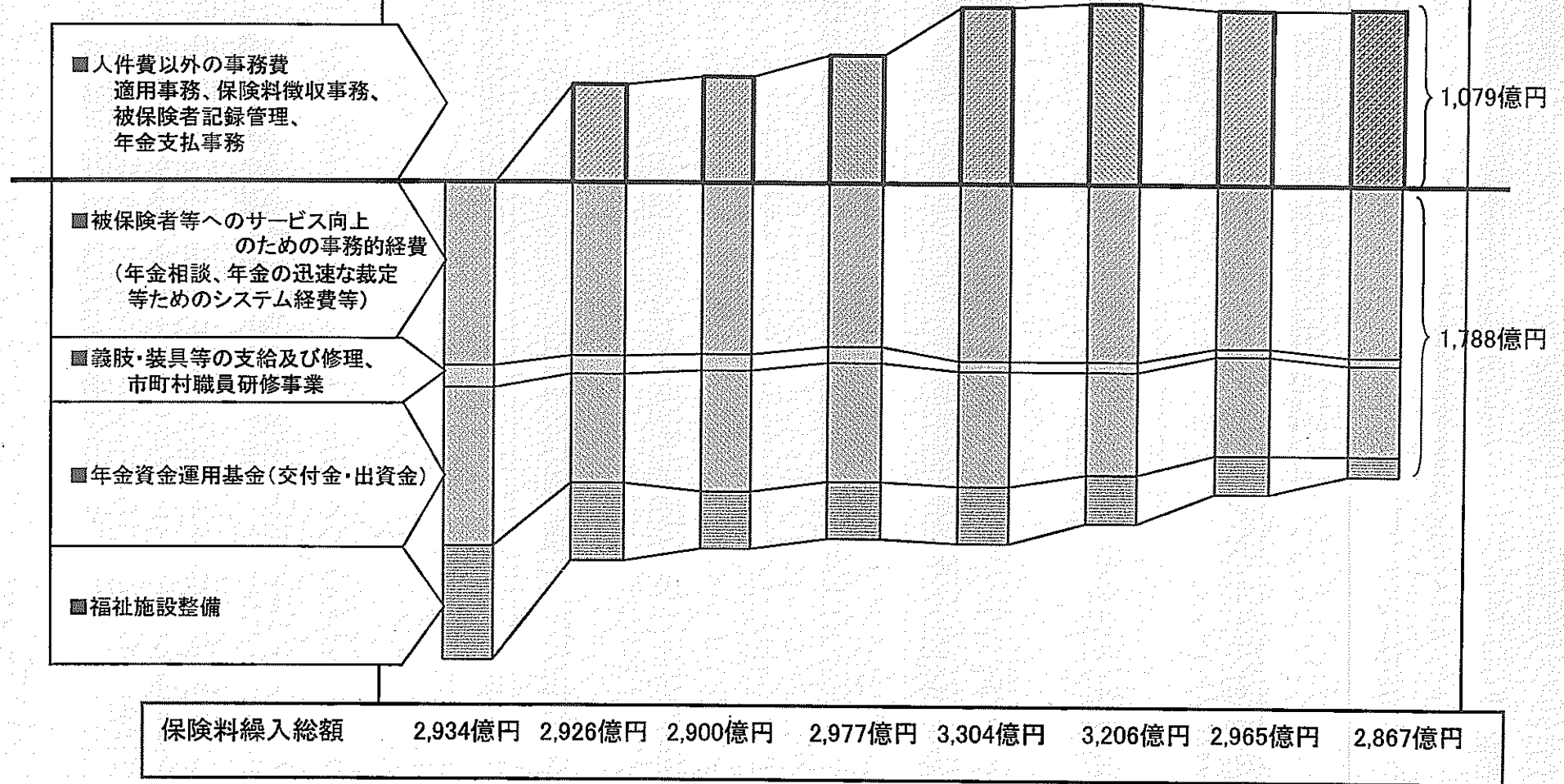
(参考) 年金事務費等の予算額の推移

(単位：億円)

区分	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
事務費	3,087	2,937	2,981	2,943	3,139	2,932	2,810	2,788
(うち特例措置分)	(-)	(608)	(659)	(791)	(1,095)	(1,118)	(1,073)	(1,079)

9'予算 10'予算 11'予算 12'予算 13'予算 14'予算 15'予算 16'予算

財政上の特例措置による保険料財源繰入(年金)



年金事務費等財源別予算額の推移（厚生年金・国民年金）

（単位：億円）

区 分	平成9年度 予算額	平成10年度 予算額	平成11年度 予算額	平成12年度 予算額	平成13年度 予算額	平成14年度 予算額	平成15年度 予算額	平成16年度 予算額
国庫財源（事務費）	3,087	2,329	2,322	2,152	2,044	1,814	1,737	1,709
保険料財源	2,934	2,926	2,900	2,977	3,304	3,206	2,965	2,867
事務費（特例措置分）	—	608	659	791	1,095	1,118	1,073	1,079
年金相談、年金振込通知書送付、年金相談等のためのシステム経費等	1,152	1,092	1,080	1,034	1,087	1,092	1,001	1,053
福祉施設、年金資金運用基金出資金・交付金等	1,782	1,226	1,161	1,152	1,122	996	891	735
合 計	6,021	5,255	5,222	5,129	5,348	5,020	4,702	4,576

注) 平成12年度から国民年金適用事務が市町村から国へ移行。
平成14年度から国民年金保険料徴収事務が市町村から国へ移行。

- ※ 計数は四捨五入によるため、端数が一致しない場合がある。
- ※ 国庫財源（事務費）には、政管健保分及び介護分を含む。

(参考) 年金給付費国庫負担額	41,517	42,455	50,390	51,529	52,954	54,919	56,284	58,246
--------------------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

平成17年度予算概算要求の状況

平成16年7月30日閣議了解に基づき、年金等事務費の財源については予算編成過程で検討することとしている。

※「平成十六年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律」に基づき国庫負担の特例措置が講じられている経費の平成17年度における取扱いについては、予算編成過程において検討するものとする。

平成17年度要求の状況

歳出

人件費等 1,749億円

事務費(特例措置が講じられていた部分)
1,368億円

サービス向上のための事務的経費
1,350億円
保健・福祉施設等事業費
1,119億円

計 5,586億円

歳入

国庫財源繰入

予算編成過程で検討

保険料財源繰入

※厚生保険特別会計及び国民年金特別会計の合計である。

年末予算編成時の課題

事務費財源の確保

- 国庫負担とする場合
1,000億円超の財源の確保
- 保険料財源とする場合
法律上の措置が必要
(保険料を充当せざるを得ない理由)

先の国会における年金事務費に関する指摘

- 職員宿舍
 - 公用車
 - 交際費
 - 職員の健康診断費
 - 外国旅費
 - 職員の福利厚生費
- 等

指摘事項

- 職員宿舍の建設、職員の健康診断費に年金保険料を充当すべきではない。
- 公用車の購入、海外出張旅費については、縮減を図るべき。

平成16年度予算執行における対応

- 職員宿舍の建替えは行わない。
- 公用車の更新は極力行わない。
- 交際費は、支出しない。
- その他の経費についても節減する。

年金事務費等財源の検討に係る論点等

国庫（税）負担とする場合の視点

- 国の責任（保険者が国（社会保険庁長官）。20歳以上の全国民に加入を義務付け。）
- 他の保険制度との整合性（民間保険、労働保険、その他公的保険制度との違い。）
- 給付費国庫負担との関係
- 国民（納税者）の理解

保険料負担とする場合の視点

- 「自立自助、相互扶助」の考え方に立つ社会保険方式（保険料方式）の制度
- 他の保険制度との整合性
- 経費の性格、使途（支出）目的
- 受益（便益の享受）との関係
- 国民（被保険者等）の理解

その他

- 組織運営の在り方
- その他

他制度の保険事業特別会計における事務費について

制度 (法律名)	保険対象者 (被保険者)	特別会計名 (16'の給付費等の予算額)	事務費財源の規定 (国庫負担規定)	事務費額 (16' 予算)	勘定・(項)	国庫負担額	備考
船員保険法	船員として船舶所有者に使用される者 (7万3千人)	船員保険特別会計 (524億円)	国庫は毎年度予算の範囲内において船員保険事業の事務の執行に要する費用を負担する。 (法第58条第4項)	21億円	業務取扱費	1.1億円	事務費の6割を国庫負担
労働者災害補償保険法	適用事業に雇用される労働者	労働保険特別会計 (労働者災害補償保険 8,037億円) (雇用保険 2兆2,676億円)	規定なし	労災勘定 559億円	業務取扱費 施設整備費	—	
雇用保険法				徴収勘定 419億円	業務取扱費	—	
				雇用勘定 958億円	業務取扱費 施設整備費	8.5億円	
漁船損害等補償法	漁船の所有者 又は使用者	漁船再保険及漁業 共済保険特別会計 (漁船損害等補償 26億円) (漁船乗組員給与 0.2億円) (漁業災害補償 28億円)	特殊保険再保険事業等の業務の執行に要する経費に相当する金額を予算で定めるところにより、一般会計から繰り入れるものとする。(法第143条)	12億円	業務勘定 業務取扱費	12億円	全額国庫負担
漁船乗組員給与保険法	事業主に雇用されて漁船に乗り組む者		漁船損害等補償法第百四十三条の規定を準用する。 (法第35条)				
漁業災害補償法	中小漁業者		漁業共済保険事業の業務の執行に要する経費に相当する金額を予算で定めるところにより、一般会計から繰り入れるものとする。(法第196条の2)				

制度 (法律名)	保険対象者 (被保険者)	特別会計名 (16'の給付費等の予算額)	事務費財源の規定	事務費額 (16' 予算)	勘定・(項)	国庫負担額	備考
農業災害補償法	農業共済組合 の組合員	農業共済再保険特 別会計 (516億円)	業務勘定ニ於テハ ~ 再保 険事業ノ業務取扱ニ関スル諸 費ニ充ツル為ノ一般会計ヨリ ノ受入金及此等ノ事業ノ業務 取扱ニ関シ生ズル収入ヲ以テ 其ノ歳入トシ~(特会法第5条)	13億円	業務勘定 農業共済再 保険業務費	13億円	全額国庫負担
森林国営保険法	森林所有者	森林保険特別会計 (28億円)	規定なし	16億円	森林保険業 務費	—	
貿易保険法	輸出契約等 の当事者	貿易再保険特別会計 (1,576億円)	規定なし	8億円	事務取扱費	—	
地震保険に関する法律	保険会社等	地震再保険特別会計 (497億円)	事務取扱費の財源に充てるた めの必要な金額を、毎年度、一 般会計から繰り入れるものと する。(特会法第4条第1項)	1億円	事務取扱費	—	(預託金利子収 入により措置)

諸外国の年金・医療制度における事務費（人件費を除く）の取扱いについて

○ 社会保険方式を採用している国については、保険料を充当。日本以外の国では保険給付と事務費の財源を区別していない。

	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン	日本
年金	○ ※1	○ ※1	○ ※1	○ ※1	○ ※1	【国民年金、厚生年金】 ○ ※2
医療	○ ※1	— (税財源による 保健サービス 方式)	○	○	— (税財源による 保健サービス 方式)	【国保】 × 【政管健保】 ○ ※2 【組合健保】 ○

※1 保険料のほか、一部公費負担あり

※2 法律の本則上は公費であるが、現在は保険料を充当

社会保険事務費財源に係るこれまでの経緯

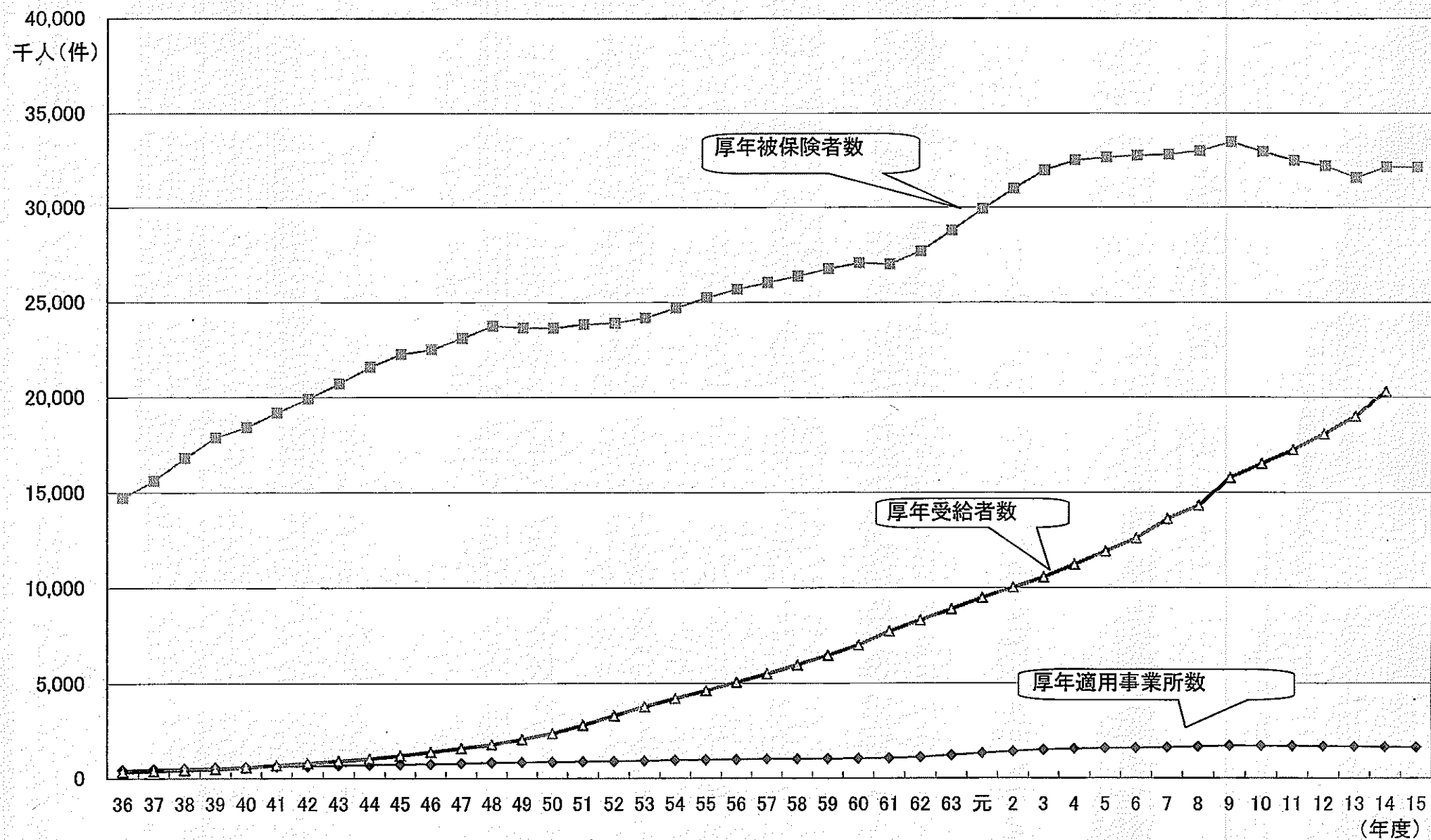
制度改正、提言等	対応状況等								
<p>昭和 2年 1月 健康保険法が施行 健康保険特別会計法が設置</p>	<p>健康保険事業にかかる事務費国庫負担については、昭和17年度までは、健康保険特別会計法に、昭和18年度より健康保険法に規定される。</p> <p>負担額については、被保険者1人当りの単価（上限あり）が定められ、毎年度予算で定められる額が負担された。</p> <p>昭和22年に被保険者1人当りの単価の枠をはずし、「予算の範囲内に於いて費用を負担する」としたが、国の厳しい財政状況から、</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>昭和23年度</td><td>事務費の3割</td></tr> <tr><td>昭和24年度</td><td>事務費の3割</td></tr> <tr><td>昭和25年度</td><td>事務費の5割</td></tr> <tr><td>昭和26年度</td><td>事務費の8割</td></tr> </table> <p>の負担となったが、昭和27年度以降については全額国庫負担となる。</p> <p>この間においても、厚生年金事業にかかる事務費は国庫負担。</p>	昭和23年度	事務費の3割	昭和24年度	事務費の3割	昭和25年度	事務費の5割	昭和26年度	事務費の8割
昭和23年度		事務費の3割							
昭和24年度		事務費の3割							
昭和25年度		事務費の5割							
昭和26年度	事務費の8割								
<p>昭和17年10月 労働者年金保険法施行 労働者年金保険特別会計法設置</p> <p>○労働者年金制度要綱案 保険院保険制度調査会（S15.10.14） 保険院総務局長 説明 （抜粋）</p> <p>「事業の運営に要する費用を国庫が負担すると言うのは当然のことであると考えられるのであります。健康保険、職員健康保険など従来実施せられて居ります社会保険制度に於きましても孰れも此の趣旨より致しまして、<u>事務費は国庫負担</u>と言うことになって居ります。」</p>									
<p>昭和19年10月 厚生年金保険法施行 厚生年金保険特別会計に名称変更</p>									
<p>昭和22年 健康保険特別会計と厚生年金特別会計を統合し、厚生保険特別会計とした。</p>									

制度改正、提言等	対応状況等
<p>昭和36年 4月 国民年金法が施行 ○国民年金法案 衆・本会議 (S34.2.13) 厚生大臣 趣旨説明 (抜粋) 「次に国庫負担でございますが、(略)なお、援護年金の給付に要する費用は、当然のことながら、全額国庫で負担いたします。また、<u>事務費につきましても、これを全額国庫が負担することといたしております。</u>」</p>	
<p>昭和49年 年金相談コーナーの設置 (13ヶ所)</p>	<p>昭和49年度予算～</p>
<p>昭和54年～56年 全国オンライン化への整備</p>	<p>電子計算機等借料及び通信専用料の一部を保険料で負担。</p>
<p>昭和54年 9月 社会保険審議会厚生年金保険部会から「厚生年金保険制度改正に関する意見」が出される。 (抜粋) 今後、制度の成熟化に伴い、事務量が激増する一方、年金相談の充実、業務の迅速的確な処理、年金の毎月支払いなど年金受給者の生活実態に即応した年金の支払い方法の改善等行政サービスの向上に対する国民の要請はますます強まっていくので、十分な要員の確保、要請に努めるとともに、電算組織を総合的に活用したオンライン化の促進、必要なシステムの開発等近代的かつ効率的な業務処理体制の速やかな整備を計画的に推進すべきである。 なお、国民に対するサービス体制の充実を早急に図るためには、<u>事務費国庫負担の原則を堅持しつつ、被保険者や年金受給者に対して直接寄与する事項については、その費用を特別会計において負担することもやむを得ないもの</u>と考える。</p>	

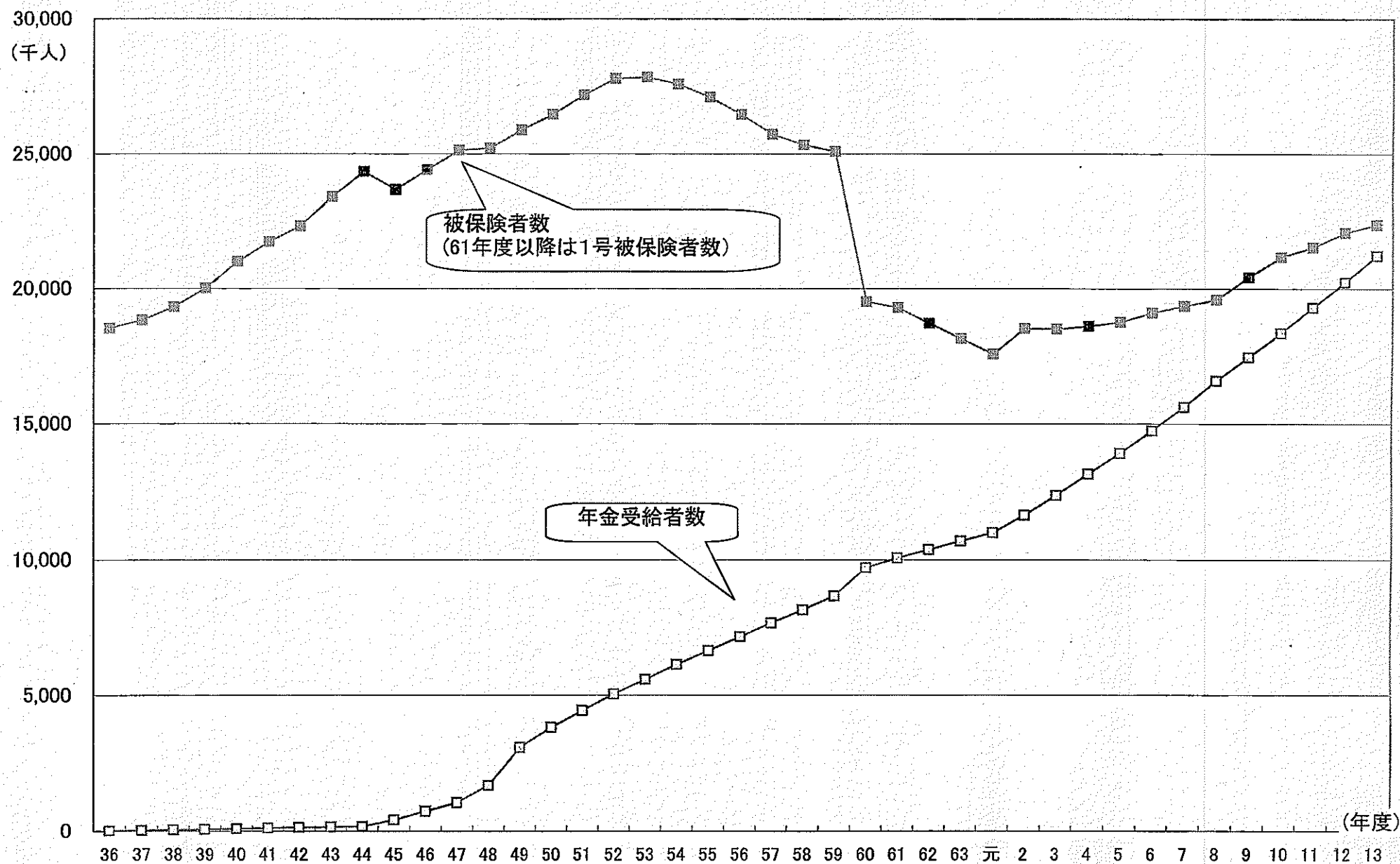
制度改正、提言等		対応状況等
昭和56年 7月	<p>臨時行政調査会第1次答申が出される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療保険に対する事務費国庫負担の保険料財源への切換えを図る。 ・各種公的年金に対する事務費国庫負担の保険料財源への切換えを図る。 <p>○衆・社会労働委員会 (S59.4.17) 加藤 (孝) 政府委員 (抜粋)</p> <p>また、事務費の関係でございますが、これもまたそれぞれの保険制度におきましていろいろ歴史がございます。率直に言いまして、雇用保険が、いわゆる神武景気という昭和三十年代のああいうときから、非常に積立金も余裕のあるような状況も続いてまいりました。一方、健康保険というようなものは絶えず赤字赤字というような状況で来ました中で、そういう<u>事務費についてもそれぞれの保険の中で賄えるものはできるだけ賄ってほしい、どうしても貯えない保険については国が持つというような形の中でやってきておるわけ</u>でございます、<u>臨調の指摘におきましても、こういう事務費関係は今後</u>はもうできるだけそれぞれの保険において持つように、<u>こういうような指摘も受けておるわけ</u>でございます。</p> <p>(中略)</p> <p>そういう意味におきまして、いろいろそれぞれの保険の歴史的な経緯からまちまちになっている点はございますが、全部統一して同じようなやり方でやっていかなければいかぬというように必ずしも言い切れるものでもないのではないかと、こう考えるわけでございます。</p>	<p>昭和58年度予算</p> <p>社会保険事務費の見直しを行い、被保険者等の保健・福祉の向上に資する事業に要する経費について保険料負担とした。</p>
昭和61年 4月	基礎年金制度の導入	
平成 9年 1月	基礎年金番号の導入	

制度改正、提言等		対応状況等
平成 9 年 1 2 月	<p>財政構造改革の推進に関する特別措置法が施行</p> <p>○財政構造改革会議 財政構造改革の推進について (H9. 6. 3 閣議決定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会保険の事務に要する費用について、一層の節減・合理化等を行うなど、その在り方について見直す。 <p>○財政構造改革の推進に関する特別措置法 (抄)</p> <p>(年金事業等の事務費に係る国及び地方公共団体の負担の抑制)</p> <p>第十一条 政府は、厚生年金保険法等に基づく年金事業その他の社会保険事業の事務の執行に要する費用について、第七条の趣旨を踏まえその在り方について検討を加えるとともに、第八条第一項に掲げる量的縮減目標及び第四条に規定する財政構造改革の当面の目標の達成に資するため、平成十年度から平成十五年度までの間、厚生年金保険法及び国民年金法に基づく年金事業の事務並びに国家公務員共済組合法 (昭和三十二年法律第二百二十八号) 及び地方公務員等共済組合法 (昭和三十七年法律第五十二号) に基づく短期給付及び長期給付に係る組合の事務の執行に要する費用 (以下この条において「年金事業等の事務費」という。) の一部に国及び地方公共団体の負担以外の財源を充てるものとし、これにより、年金事業等の事務費に係る国及び地方公共団体の負担を抑制するものとする。</p>	<p>平成 10 年度～ 15 年度予算</p> <p>厚生年金保険法及び国民年金保険法に基づく年金事業の事務の執行に要する費用の一部に保険料を充当。</p> <p>※国民年金法 附則第 9 条の 3 の 3 国民年金特別会計法 附則 7 厚生保険特別会計法 附則第 18 条の 6 の 2</p>
平成 12 年 平成 14 年	<p>地方分権一括法の施行により、国民年金適用事務が市町村から国へ移管</p> <p>地方分権一括法の施行により、国民年金収納事務が市町村から国へ移管</p>	
平成 16 年 4 月	平成 16 年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律	<p>平成 16 年度予算</p> <p>年金事業の事務の執行に要する費用の一部に保険料を充当する特例措置を継続。</p> <p>※平成 16 年度公債特例法 第 3 条、第 4 条</p>

厚生年金被保険者数、年金受給者数等の推移

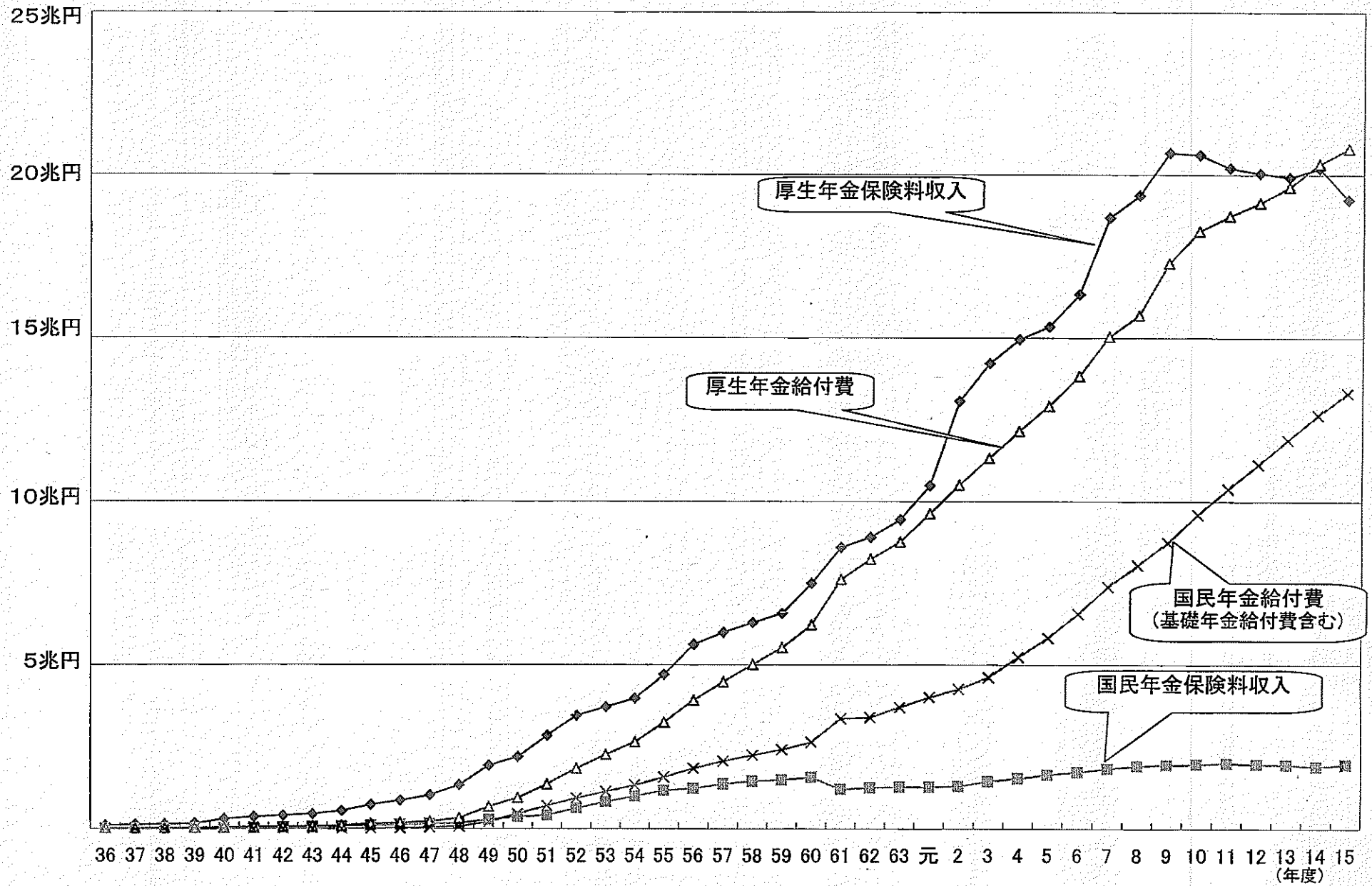


国民年金被保険者数、年金受給者数の推移
 (ただし、昭和61年度以降は1号被保険者数)

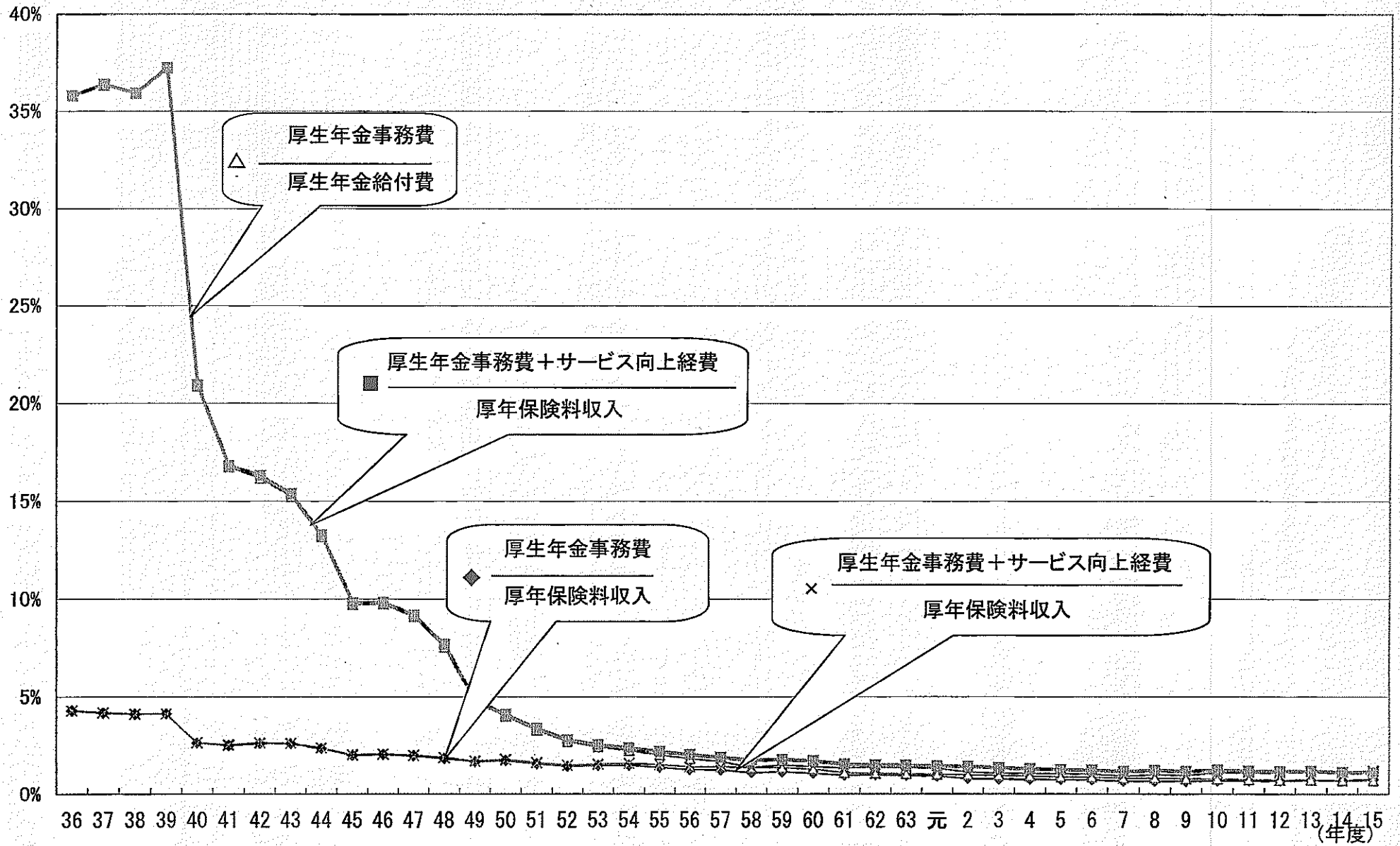


年金保険料収入と年金給付費の推移

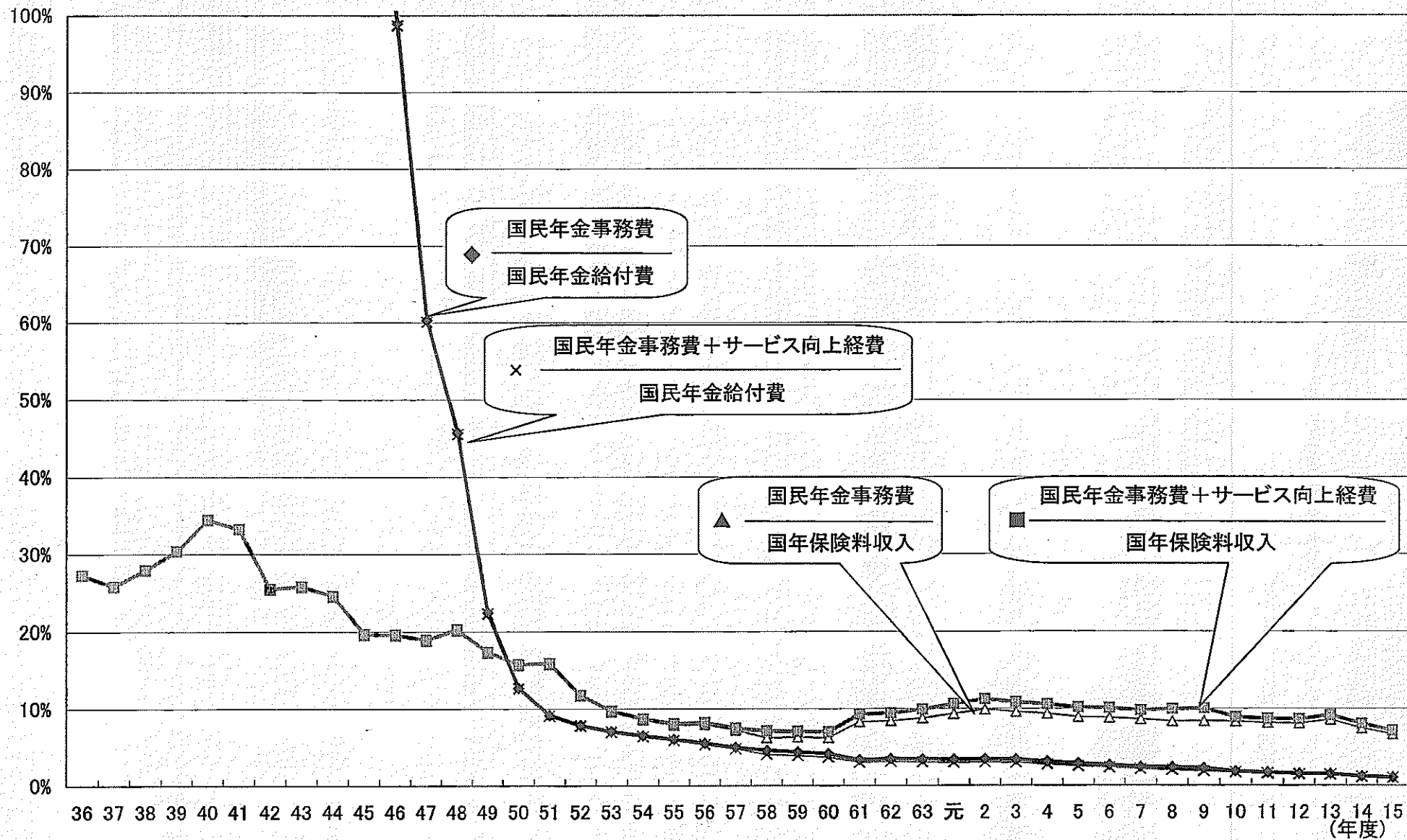
決算ベース



年金給付費、年金保険料収入に対する厚生年金等事務費の割合



年金給付費、国年保険料収入に対する国民年金事務費の割合



～ 保険料の徴収コスト（試算） ～

○ 以下の表は、事務費等について、平成15年度予算の経費から、人数按分などを用いて、徴収に関連する経費（人件費、事務経費等）を試算することにより作成したものである。

	①徴収額	②事務費		③徴収額100円当たりの事務費 (②÷①×100円)
		人件費等	その他	
国民年金	1兆9,627億円	221億円	401億円	3.17円
政管健保・厚生年金	25兆6,166億円	158億円	162億円	0.13円
全体	27兆5,793億円	379億円	563億円	0.34円

(注1) 徴収額は平成15年度決算額、事務費は平成15年度予算額。

(注2) 徴収額は、過年度分を含む。

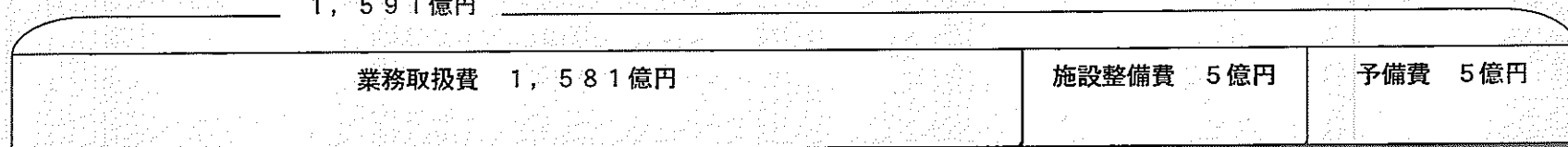
(注3) 人件費等は、平成15年度末時点定員（厚生年金については、児童手当拠出金徴収事務に係る分を除く）を基に、社会保険事務所の徴収業務職員の配置割合により、本庁及び地方社会保険事務局の職員も含めて算出したものに加え、業務取扱費のうち徴収業務に携わる非常勤職員に係る手当等及び人当庁費を含む。

(注4) 事務費（その他）は、徴収事務費のみを明確に区分することができないため、業務取扱費のうち徴収事務に関連すると考えられる経費、業務取扱費に計上している記録管理システムに係る経費、その他に、社会保険事務所の徴収職員の配置割合で算出した庁舎等の維持・整備費を計上している。

国民年金保険料の徴収コストについて

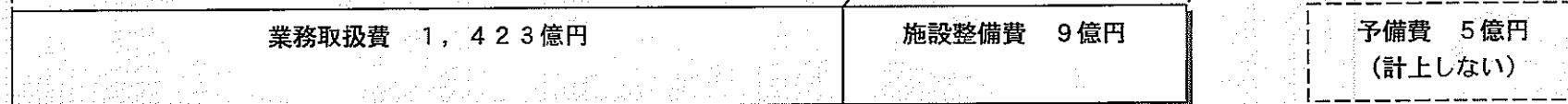
これまでに
公表されて
いた内容
(14年度予算)

$$1,591 \text{ 億円} \div 1 \text{ 兆} 8,437 \text{ 億円} \times 1 \text{ 万円} \approx \boxed{863 \text{ 円 (100円当たり、8.63円)}}$$



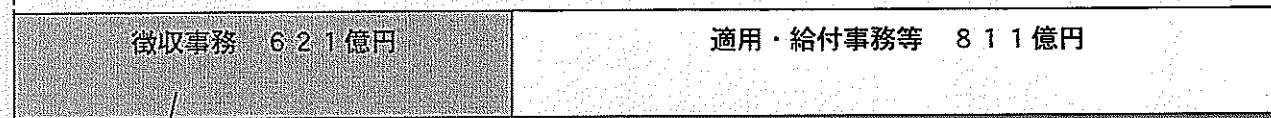
※1,591 億円には、保険料徴収事務だけでなく、適用、被保険者記録の管理、給付等に要する経費を含む。

徴収に要す
る経費のみ
で試算した
場合
(15年度予算)



1,432 億円

細分化



徴収事務経費のみで算出

$$621 \text{ 億円} \div 1 \text{ 兆} 9,627 \text{ 億円} \times 1 \text{ 万円} \approx \boxed{317 \text{ 円 (100円当たり、3.17円)}}$$

政府管掌健康保険・厚生年金保険料の徴収コストについて

これまでに
公表されて
いた内容
(14年度予算)

$$1,526 \text{ 億円} \div 26 \text{ 兆} 2,504 \text{ 億円} \times 1 \text{ 万円} \approx 58 \text{ 円 (100円当たり、0.58円)}$$

業務取扱費 1,481 億円	施設整備費 38 億円	予備費 6 億円
-------------------	----------------	-------------

※ 1,526 億円には、保険料徴収だけでなく、適用、被保険者記録の管理、給付等に要する経費を含む。

徴収に要す
る経費のみ
で試算した
場合
(15年度予算)

業務取扱費 1,523 億円	施設整備費 37 億円
-------------------	----------------

予備費 6 億円
(計上しない)

1,561 億円

細分化
↓

徴収事務 321 億円	適用・給付事務等 1,240 億円
----------------	----------------------

徴収事務経費のみで算出
↓

$$321 \text{ 億円} \div 25 \text{ 兆} 6,166 \text{ 億円} \times 1 \text{ 万円} \approx 13 \text{ 円 (100円当たり、0.13円)}$$